

税大自第3665号
令和4年 9月 1日

自治労大阪府職員労働組合
税務支部大阪分会
分会長 木田 貴之 様

大阪府大阪自動車税事務所
所長 桑畠 公孝



令和5年度予算編成等に向けた職場環境整備等の要求書について（回答）

2022年8月18日付けで要求のあった標記について、別紙のとおり回答

します。

令和2年度予算編成等(ニ)向(ナ)職場環境整備等の要求書
(自治方)に付する回答

R4. 8. 18要求 R4. 9. 1回答

要 求 項 目	回 答 項 目
1. 労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたつては、一方的実施は行わないこと。また、「職員基本条例」及び「労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例」の運用に係る労働条件についても、十分な協議・説明を行うこと。	1 良き労使関係については、尊重してまいりたい。 また、労務条件に關わる事項については、所要の協議を行つてまいりたい。
2. 税務手当については、給料の調整額に移行すること。	2 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
3. 職員の健康管理について (1) 安全衛生委員会の機能を強化し、組合員の健康管理体制を充実すること。 (2) 職員の安全確保の観点より、職場における危機管理体制の整備を行うこと。	3 (1) 安全衛生委員会については、委員会を通じて職員の意見を聴きながら、職員の健康と働きやすい職場環境づくりを進めてまいりたい。 (2) 職場における危機管理体制の体制整備については、広舎における危機管理について(平成25年度制定)や広舎非常事態措置要綱(平成29年度制定)を職員に周知徹底するほか、消防訓練についても実施してまいりたい。 (3) 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
(3) 職員の健康管理の観点よりVDT健康診断の内容を充実するとともに一般化すること。 (4) 職員の健康管理の観点より冷暖房・空調について下記のことを行なうこと。 ①冷暖房運転・換気操作については、運転期間にとらわれず年間を通じて実際の気温・湿度に適応した運転をすること。また、空気の清浄性が保たれるよう定期的な点検を行うこと。 ②業務時間中は冷暖房運転を行うとともに、時間外勤務命令を発令する際に冷暖房の運転を行うこと。また、運転開始時間についても室内温度に応じ彈力的に行なうこと。 (5) 職員の健康管理の観点より執務室内において感染症拡大防止策を行なうこと。特に座席及び窓口については、飛沫感染防止対策を行うこと。	(4) ①冷暖房運転・換気操作については、運転期間にとらわれず年間を通じて実際の気温・湿度に適応した運転をすること。また、空気の清浄性が保たれるよう定期的な点検を行うこと。 ②業務時間中は冷暖房運転を行うこと。また、運転開始時間についても室内温度に応じ彈力的に行なうこと。 (5) 業務実態等を勘案しながら、可能な限り感染拡大防止策を講じてまいりたい。

(6) 職員の健康管理の観点によりマスク及び手指等の消毒用アルコール剤について十分に常備すること。	(6) 予算の範囲内で、必要な物品の確保を図つてまいりたい。
(7) 職員の健康管理の観点より、OA椅子について破損・不具合のあるものについては交換すること。	(7) 予算の範囲内で、必要な物品の確保を図つてまいりたい。
4. 勘場の労働安全衛生の観点から本所・分室の勤務室の保全・改善を行うこと。	
(1) 庁舎・施設に係る耐震性の確保、震災等災害時の避難誘導等点検整備を怠らないこと。また、勤務室内の安全対策の充実を図ること。	(1) 要求の趣旨を庁舎管理者及び税政課に伝えてまいりたい。
(2) 災害・停電時に備え、非常電源を備えること。	(2) 要求の趣旨を庁舎管理者及び税政課に伝えてまいりたい。
(3) タ陽丘庁舎においては下記の実現を図ること。	(3)
①各勤務室の温度により届りががないよう、空調の設定温度及び風向を適宜調整すること。	(1) 要求の趣旨及び現状を庁舎管理者及び税政課に伝えてまいりたい。 (2) 今後とも、業務に支障がないよう点検・整備をしてまいりたい。 (3) まいりたい。
②休養室について、利用しやすいよう設置場所を工夫し充実をはかること。	
③庁用自動車及び自転車の点検・整備を行うこと。	(4)
(4) 和泉分室においては、下記の実現を図ること。	(1) 要求の趣旨及び現状を税政課に伝えてまいりたい。 (2) まいりたい。
①耐震性や労働安全衛生の観点から庁舎の建て替えを行うこと。また、それまでの間については、建物の破損箇所の修繕を実施すること。特に屋上及び外壁について点検を行い、不良箇所について修繕を行うこと。	(3) 今後とも、業務に支障がないよう点検・整備をしてまいりたい。 (4) まいりたい。
②職員の安全衛生の観点から、2階空調機の更新を行うこと。	
③職員の安全衛生の観点から、トイレ排水管の点検・補修を行うこと。	
④職員の安全衛生の観点から、休養室の整備を行うこと。特に畳については張替えを行うこと。	
⑤窓及び窓枠について点検を行い、不良箇所については修繕を行うこと。	(5)
⑥害虫の駆除及び防止対策を引き続き行うこと。また、庁舎周辺の除草を行うこと。	(6) 要求の趣旨及び現状を税政課に伝えるとともに、可能な方策については対応してまいりたい。
(5) なにわ分室においては、下記の実現を図ること。	(5)
①耐震性や労働安全衛生の観点から庁舎の建て替えを行うこと。また、それまでの間については、建物の破損箇所の修繕を実施すること。特に勤務室内の床面破損箇所及び雨漏りについては早急に対応すること。	

<p>②職員の安全衛生の観点から、空調機のロスナイを含む点検・整備を行うこと。</p> <p>③職員の安全衛生の観点から、入口外扉の遮光フィルムの貼り直しを行うこと。また、内扉についても遮光フィルムを貼ること。</p> <p>④職員の安全衛生の観点から、休養室の整備を行うこと。特に畳については張替えを行うこと。</p> <p>⑤窓及び窓枠について点検を行い、不良箇所については早急に修繕を行うこと。また、ブランドについては新しいものに更新すること。</p> <p>⑥害虫の駆除及び防止対策を引き続き行うこと。</p>	<p>① ② ③ ④ ⑤ ⑥</p> <p>要求の趣旨及び現状を税政課に伝えてまいりたい。</p> <p>要求の趣旨及び現状を税政課に伝えるとともに、可能な方策については対応してまいりたい。</p>
---	---